

**兵庫県告示第1193号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年12月15日からその効力を生ずるものとする。

平成20年12月2日

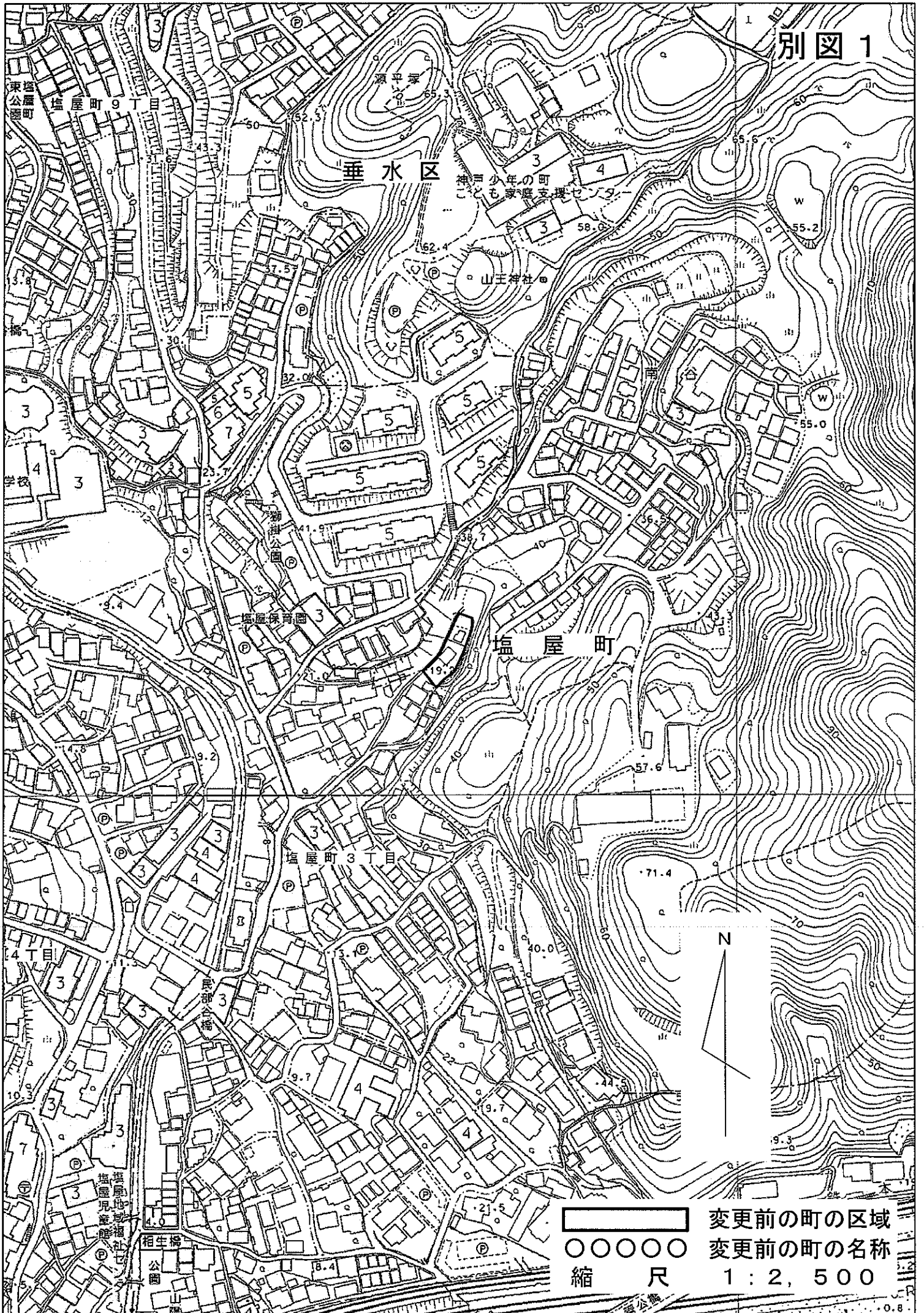
兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前 の 区 域 及 び 名 称	変 更 後 の 区 域 及 び 名 称
別 図 1	別 図 2

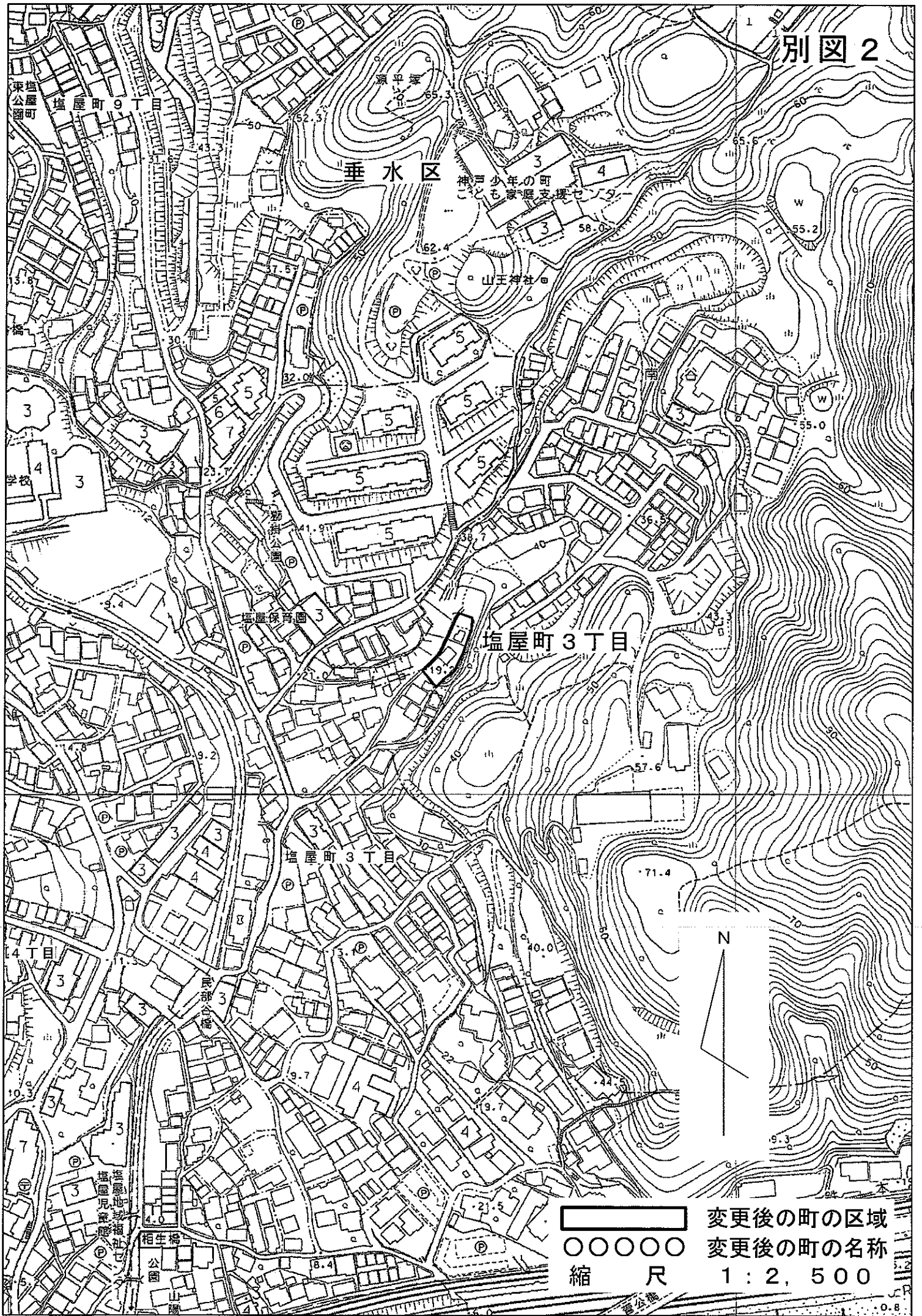
変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる 変更前の町名
塩屋町3丁目	塩屋町字南谷891の1の西、北及び東筆界、同891の2の東及び南筆界、同891の3の南筆界、同891の3に隣接する水路の南及び西筆界	塩屋町の一部

備考 地番は、平成20年6月30日現在の地番である。

別図 1



別図 2



**兵庫県告示第1194号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として指定したもの、同法第50条の2の規定により、指定医療機関で名称等の変更及び廃止した旨の届出のあったもの、同法第51条第1項の規定により、指定医療機関で辞退した旨の届出のあったもの、同法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当するものとして指定したものと及び同法第55条において準用する同法第51条第1項の規定により、指定施術機関で辞退した届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年12月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定医療機関に指定したもの

名 称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人南川医院	医療法人南川医院	尼崎市御園町22	平成19年12月17日
じょうぎき内科クリニック	城 崎 潔	同 市宮内町2丁目76番地サン・シャイン101号室	平成20年3月1日
ペガサス薬局	田 中 康 史	明石市新明町7-23	同 年1月1日
ふたみ薬局	株式会社ユウアイメディカル	同 市二見町東二見460番地の5	同
アルファ調剤薬局西宮北口店	有限会社アルファ企画	西宮市南昭和町8-16	平成20年1月10日
西薬局武庫川店	株式会社西薬局	同 市武庫川町2-19P-1ビル	同 月28日
訪問看護ステーションまりつく	有限会社青木建設	同 市甲東園1丁目2番12号-201号	同 月1日
渡辺内科クリニック	渡 邊 吉 将	芦屋市高浜町7-2-105	平成20年2月1日
株式会社ハッピーコーポレーションいろは訪問看護ステーション	株式会社ハッピーコーポレーション	伊丹市鈴原町8丁目62番地1	同 年1月1日
みずくろ歯科	水 黒 健 一	川西市清和台東3-1-8 ガーデンモール清和台2F	同 月17日
医療法人社団森外科胃腸科肛門科	医療法人社団森外科胃腸科肛門科	宝塚市平井5丁目1-8	同 月1日
有限会社ペガサス訪問看護ステーション	有限会社ペガサス	同 市光明町1-5	同
横山クリニック	横 山 茂	三木市末広2丁目3-3	平成20年2月1日
北村薬局	島 内 有 偉 子	三田市中央町2-9	同 年1月1日
医療法人社団衿正会生駒クリニック	医療法人社団衿正会	川辺郡猪名川町松尾台1-2-20	同 年2月4日
とくだ歯科医院	徳 田 龍 一	加古郡播磨町野添253-1	平成19年12月1日
やすこ歯科医院	喜 井 恭 子	美方郡新温泉町七釜108-1	平成20年2月1日
ながお整形外科	長 尾 憲 孝	多可郡多可町中区安坂71番地1	同 年3月1日
八千代日本薬局	長 井 廣 行	同 郡同 町八千代区下村109-5	同 年1月7日

2 指定医療機関で名称等の変更のあったもの

名 称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
あきもとクリニック	加古川市野口町北野1139-4	平成19年12月28日	法人名	医療法人社団中沢外科胃腸科	医療法人社団北野会
			事業所名	中沢外科胃腸科診療所	あきもとクリニック

3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
ペガサス明石薬局	明石市新明町 6-9	田 中 康 史	平成19年12月31日
ふたみ薬局	同 市二見町東二見460-5	有限会社すみれメディカル	同
日野歯科クリニック	同 市西明石南町 1-13-15	日 野 克 彦	平成18年 9 月30日
松島医院	西宮市津門稲荷町 4-3-201	松 島 滋	平成19年10月 9 日
医療法人社団ヒポクラテス会介護支援センターいろは訪問看護ステーション	伊丹市北本町 1 丁目154番地	医療法人社団ヒポクラテス会	同 年12月31日
森外科胃腸科肛門科	宝塚市平井 5-1-8	森 匡	同
北村薬局	三田市中央町 2-9	北 村 きぬ子	同
トクダ歯科医院	加古郡播磨町古宮403-3	徳 田 龍 一	平成19年11月30日

4 指定医療機関で辞退した旨の届出のあったもの

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
田路歯科医院	尼崎市食満 7 丁目 1-37	田 路 正	平成19年12月31日

5 指定施術者に指定したもの

名 称	施術者	所在地	指定年月日
あらしき接骨院	荒 木 晴 彦	尼崎市南武庫之荘 1 丁目19-9-1 F	平成20年 1 月15日
上演接骨院	上 濱 博 文	同 市水堂町 4-18-26-102	同

6 指定施術機関で辞退した旨の届出のあったもの

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
山原鍼灸治療院	尼崎市七松町 1 丁目 1-1-B101	山 原 義 勝	平成20年 2 月 9 日



兵庫県告示第1195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関として指定したもの及び同法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関で名称等の変更、廃止及び休止した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定介護機関に指定したもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	サービス種類	指定年月日
ロータス・オゾン	尼崎市宮内町 2 丁目81-1	社会福祉法人あかね	姫路市安田 4 丁目32-8	訪問介護、介護予防訪問介護	平成20年 2 月 1 日

株式会社タカプ ラ	同 市南塚口町4 丁目1番30サウン ドグレースパート Ⅲ1F	株式会社タカプ ラ	尼崎市南塚口町4 丁目1番30サウン ドグレースパート Ⅲ1F	福祉用具貸与、特定福 祉用具販売、介護予防 福祉用具貸与、特定介 護予防福祉用具販売	同
小規模多機能型 居宅介護事業所 宝寿の郷	同 市南武庫之荘 4丁目9番6号	有限会社ハッピ ーライフ	伊丹市萩野6丁目 23番地萩野ハイタ ウンB-6	小規模多機能型居宅介 護、介護予防小規模多 機能型居宅介護	同
ファミリーケア 友愛	明石市鳥羽1746	株式会社ユアア イ	明石市大久保町福 田3丁目11-28	訪問介護、介護予防訪 問介護	平成20年1月1日
山口すみれビレ ッジ	西宮市山口町下山 口4丁目18番7号	アイビーメディ カル株式会社	神戸市長田区御蔵 通5丁目205番地 3	通所介護、短期入所生 活介護、介護予防通所 介護、介護予防短期入 所生活介護	同 年2月1日
萩薬局 門戸店	同 市門戸東町2 -4-105	有限会社萩興産	西宮市弓場町5番 10号	居宅療養管理指導、介 護予防居宅療養管理指 導	平成19年12月1日
有限会社パイオ ニア	同 市枝川町9- 64-7	有限会社パイオ ニア	同 市枝川町9- 64-7	介護予防福祉用具貸与	同
ケアセンターも くれん	同 市城ヶ堀町3 -1 みはやビル3 F	ウィルケアサポ ート株式会社	同 市城ヶ堀町3 番1号	訪問介護、介護予防訪 問介護	平成20年1月1日
訪問介護ステー ションまりつく	同 市甲東園1丁 目2番12-201号	有限会社青木建 設	同 市甲東園1丁 目2番12-201号	同 上	同
訪問看護ステー ションまりつく	同 上	同 上	同 上	訪問看護、介護予防訪 問看護	同
地域福祉センタ ー「ハーブあし や」	芦屋市潮見町31- 1	社会福祉法人き らくえん	尼崎市長洲西通2 丁目8番3号	認知症対応型通所介護	平成20年1月17日
いろは訪問看護 ステーション	伊丹市鈴原町8丁 目62番地1	株式会社ハッピ ーコーポレーシ ョン	伊丹市鈴原町8丁 目62番地1	訪問看護、介護予防訪 問看護	同 月1日
すずらん	同 市安堂寺町7 丁目181番地	有限会社NBプ ランニング	同 市安堂寺町7 丁目100番地	訪問介護、介護予防訪 問介護	同 月15日
げんき塾ゆずり は	同 市南本町1丁 目2番10号	株式会社ゆずり は	同 市南本町1丁 目2番10号	通所介護、介護予防通 所介護	同
コヤマリビング 貸与事業所	豊岡市日高町浅倉 983	株式会社コヤマ リビング	豊岡市日高町浅倉 983番地	福祉用具貸与、特定福 祉用具販売、介護予防 福祉用具貸与、特定介 護予防福祉用具販売	平成20年1月1日
メッセケアセン ター	加古川市平岡町つ つじ野8-1	メッセユニバー ス株式会社	加古川市平岡町つ つじ野8-1	小規模多機能型居宅介 護、介護予防小規模多 機能型居宅介護	同 月17日
メッセデイサー ビス	同 上	同 上	同 上	認知症対応型通所介 護、介護予防認知症対 応型通所介護	同
医療法人社団長 谷川医院	加古川市西神吉町 鼎59番地の1	医療法人社団長 谷川医院	加古川市神吉町鼎 59番地の1	居宅療養管理指導、介 護予防居宅療養管理指 導	平成19年7月1日
医療法人社団景 珠会訪問看護ス テーション	たつの市新宮町井 野原531-2	医療法人社団景 珠会	たつの市新宮町井 野原531-2	介護予防訪問介護、介 護予防訪問看護	同 年12月1日
トマト指定居宅 介護支援センタ ー	同 市揖保町中 臣510番地	社会福祉法人ア ゼリア五福会	同 市揖保町中 臣510番地	居宅介護支援	平成20年1月23日

キリン堂薬局逆瀬川店	宝塚市伊子志3丁目2-5	株式会社キリン堂	大阪府吹田市江坂町1丁目22番地26号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年2月1日
介護老人保健施設エスペランサ	同 市山本丸橋2丁目22-1	医療法人社団六心会	神戸市北区有野町二郎字西浦383番地	介護予防通所リハビリテーション	平成19年12月1日
ケアセンターすみれの花	同 市川面5-16-39	すみれの花株式会社	宝塚市川面5-16-39	訪問介護、介護予防訪問介護	平成20年2月1日
ハピネス川西シルバードイサービス	川西市加茂3-13-26	社会福祉法人正心会	川西市丸山台3丁目5番地の6	認知症対応型通所介護	同 年1月1日
有限会社介護サービスセンターるん	同 市小花1丁目16番1号	有限会社介護サービスセンターるん	同 市小花1丁目16番1号	介護予防訪問介護	同 年2月1日
財団法人小野市福祉公社ヘルパーステーション	小野市神明町235-3	財団法人小野市福祉公社	小野市神明町235-3	同 上	同 年1月1日
財団法人小野市福祉公社訪問看護ステーション	同 上	同 上	同 上	介護予防訪問看護	同
北村薬局	三田市中央町2-9	島 内 有偉子	三田市中央町2-9	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
株式会社コケコッコスマイル	神崎郡福崎町八千種2382	株式会社コケコッコスマイル	神崎郡福崎町八千種2382	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成19年12月1日
小規模多機能型居宅介護事業所やすらぎの家さよう	佐用郡佐用町佐用2838番地2	医療法人社団一葉会	佐用郡佐用町佐用1111番地	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成20年2月1日
共立訪問看護ステーション	同 郡同 町佐用1111番地	同 上	同 上	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年1月30日

2 指定介護機関で名称等の変更のあったもの

事業所名称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
クリスタル介護センター明石	明石市明南町1-14-1 A O Iビル1F	平成20年1月1日	法人名	株式会社クリスタル介護センター	株式会社日本エエルダリーケアサービス
あじさいのもり明石	同 上	同	事業所名	クリスタル介護センター明石	あじさいのもり明石
J A たじま豊岡市デイサービスセンター	豊岡市塩津町2-36	平成20年1月31日	同 上	豊岡市デイサービスセンター	J A たじま豊岡市デイサービスセンター
シスナブ御津	たつの市御津町中島980-3	同 月30日	法人名	社会福祉法人姫路保育園	社会福祉法人夢工房
シスナブ御津居宅介護支援事業所	同 上	同	同 上	同 上	同 上
シスナブ御津デイサービスセンター	同 上	同	同 上	同 上	同 上
特別養護老人ホームシスナブ御津	同 上	同	同 上	同 上	同 上

3 指定介護機関で廃止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	廃止年月日	サービス種類
タカプランニング有 限会社	尼崎市南塚口町4丁目1番30 サウンドグレースパートⅢ1 F	タカプランニング有 限会社	平成20年1月31日	福祉用具貸与・介護予 防福祉用具貸与・介護 予防福祉用具販売
ロータス・ガーデン	同 市栗山町1丁目20-20	社会福祉法人あかね	同	訪問介護・介護予防訪 問介護
株式会社ユーアイ ファミリーケア友愛	明石市大久保町松陰1119-4 -101	株式会社ユーアイ	平成19年12月31日	同 上
デミックケアセンタ ー	西宮市北六甲台2-1-1	株式会社デミック	同	訪問介護・居宅介護支 援・福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・介護 予防福祉用具貸与・特 定介護予防福祉用具販 売
株式会社日本アビリ ティーズ社西宮営業 所	同 市上甲子園5-1-25	アビリティーズ・ケ アネット株式会社	平成17年3月31日	居宅介護支援
テnderハンズヘル パステーション	伊丹市清水4丁目1-19	有限会社在宅ケアテ nderハンズ	平成20年1月1日	訪問介護
テnderハンズ訪問 看護ステーション	同 上	同 上	同	訪問看護・介護予防訪 問看護
医療法人社団ヒボク ラテス会 介護支援 センターいろは訪問 看護ステーション	伊丹市北本町1丁目154番地	医療法人社団ヒボク ラテス会	平成19年12月31日	訪問看護
訪問介護ステーショ ンまりっく	宝塚市仁川旭ガ丘2番24号	有限会社青木建設	同	訪問介護・介護予防訪 問介護
訪問看護ステーショ ンまりっく	同 上	同 上	同	訪問看護・介護予防訪 問看護
北村薬局	三田市中央町2-9	北 村 きぬ子	同	居宅療養管理指導・介 護予防居宅療養管理指 導

4 指定介護機関で休止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	休止年月日	サービス種類
にしき記念病院	篠山市西谷575番地の1	医療法人社団みどり 会にしき記念病院	平成20年3月20日	通所リハビリテーショ ン



兵庫県告示第1196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当するものとして指定したものと及び同法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関で名称等の変更及び廃止の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施術者に指定したもの

名 称	所在地	施術者	指定年月日



川原鍼灸接骨院	尼崎市浜田町4-54-1	川原 将 聖	平成20年2月1日
		川原 勝 頼	
さかしたマッサージ治療院	同 市常松1-36-8-2F	土谷 牧 子	同 月5日
レイス治療院	西宮市櫛塚町2-15サンコーポU III503	浦谷 勝	平成20年1月11日
		石井 一 成	同 月18日
ふじもと鍼灸整骨院	芦屋市浜町2-14-102	藤本 雄 二	同 月16日
鴻福整骨院	伊丹市鴻池6-16-48	三間 克 仁	同 月21日

2 指定施術機関で名称等の変更のあったもの

名 称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
東針灸接骨院	尼崎市南武庫之荘2丁目9-7	平成19年11月15日	事業所名	東接骨院	東針灸接骨院

3 指定施術機関で廃止した旨の届出のあったもの

名 称	所在地	施術者	廃止年月日
レイス治療院	尼崎市神田中通9-282アイビー神田201	太田 実	平成20年1月31日



兵庫県告示第1197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年12月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市小名田土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	森 鎮 雄	神戸市北区八多町下小名田629番地
同	城 垣 正 義	同 市同区八多町下小名田601番地
同	小 林 仁	同 市同区八多町下小名田499番地
同	山 角 盟	大阪府豊中市刀根山元町12番27-214号
同	森 丈 実	神戸市北区八多町下小名田594番地
監 事	廣 畑 博 実	同 市同区八多町下小名田23番地の1
同	岡 那 隆 司	同 市同区八多町下小名田850番地の2

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 仁	神戸市北区八多町下小名田499番地
同	城 垣 正 義	同 市同区八多町下小名田601番地
同	山 角 盟	大阪府豊中市刀根山元町12番27-214号
同	森 丈 実	神戸市北区八多町下小名田594番地
同	小 林 一 樹	同 市同区八多町下小名田873番地の5
監 事	廣 畑 博 実	同 市同区八多町下小名田23番地の1
同	岡 那 隆 司	同 市同区八多町下小名田850番地の2

2 刀出土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	田 靡 仁 志	姫路市刀出328番地の1

同	田 靡 九 一	同	市刀出454番地
同	大 谷 邦 男	同	市刀出264番地
同	田 靡 仁	同	市刀出416番地
同	大 谷 万 次	同	市刀出374番地
同	田 靡 勝 巳	同	市刀出361番地
同	田 靡 四 郎	同	市刀出342番地
同	田 靡 邦 廣	同	市刀出448番地の1
同	大 谷 泰 夫	同	市刀出339番地
同	大 谷 美 幸	同	市刀出269番地
同	西 田 隆 夫	同	市刀出460番地
同	大 谷 鶴 治	同	市刀出646番地の43
同	船 引 俊 延	同	市刀出54番地
同	船 引 康 三	同	市刀出55番地の1
同	船 引 利 宏	同	市刀出68番地
監 事	丸 山 茂 樹	同	市刀出28番地
同	田 靡 束	同	市刀出319番地の2
同	田 靡 利 幸	同	市刀出402番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

住 所

田 靡 仁 志

船 引 利 宏

丸 山 義 博

船 引 勝 美

大 谷 雅 英

大 谷 美 幸

田 靡 勝 巳

大 谷 八 朗

大 谷 安 彦

西 畑 巽

田 靡 勝

田 靡 邦 廣

西 田 隆 夫

安 達 由紀夫

大 谷 鶴 治

丸 山 茂 樹

田 靡 束

田 靡 利 幸

姫路市刀出328番地 1

同 市刀出68番地

同 市刀出24番地 2

同 市刀出42番地 1

同 市刀出264番地

同 市刀出269番地

同 市刀出361番地

同 市刀出358番地 1

同 市刀出338番地

同 市刀出380番地 1

同 市刀出319番地

同 市刀出448番地 1

同 市刀出460番地

同 市刀出465番地

同 市刀出646番地43

同 市刀出28番地

同 市刀出321番地 2

同 市刀出402番地

3 東田土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

住 所

新 屋 勝 美

石 野 一 美

岡 片 卓 朗

西 瀧 登

谷 井 滋

簾 畑 清 弘

岡 片 仁 稔

明 柴 益 郎

谷 井 正 之

前 瀧 史 郎

三木市吉川町東田427番地の1

同 市吉川町東田442番地

同 市吉川町東田879番地

同 市吉川町東田359番地

同 市吉川町東田459番地の3

同 市吉川町東田943番地

同 市吉川町東田1070番地

同 市吉川町東田1088番地

同 市吉川町東田834番地

同 市吉川町東田347番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	新 屋 勝 美	三木市吉川町東田427番地の 1
同	石 野 一 美	同 市吉川町東田442番地
同	岡 片 卓 朗	同 市吉川町東田879番地
同	西 瀧 登	同 市吉川町東田359番地
同	谷 井 滋	同 市吉川町東田459番地の 3
同	簾 畑 清 弘	同 市吉川町東田943番地
同	岡 片 仁 稔	同 市吉川町東田1070番地
監 事	明 柴 益 郎	同 市吉川町東田1088番地
同	谷 井 正 之	同 市吉川町東田834番地
同	前 瀧 史 郎	同 市吉川町東田347番地

4 柏原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 智 一	丹波市柏原町下小倉210番地
同	小 松 忠 重	同 市柏原町南多田1003番地
同	松 井 且	同 市柏原町柏原296番地
同	牧 義 裕	同 市柏原町柏原1849番地
同	堀 幸 一	同 市柏原町拳田372番地 2
監 事	中 尾 寛 司	同 市柏原町柏原5268番地
同	加賀山 睦 夫	同 市柏原町上小倉703番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 智 一	丹波市柏原町下小倉210番地
同	松 井 且	同 市柏原町柏原296番地
同	亀 井 敏 数	同 市柏原町南多田570番地 2
同	井 元 泰 司	同 市柏原町柏原1809番地 1
同	堀 幸 一	同 市柏原町拳田372番地 2
監 事	小 松 忠 重	同 市柏原町南多田1003番地
同	能 勢 將 和	同 市柏原町北山227番地 1



兵庫県告示第1198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
神野土地改良区	平成19年11月11日



兵庫県告示第1199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年11月17日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に

対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
集落営農育成基盤整備事業	青 木 地 区	平成20年12月 2日から 同 月22日まで	宍 粟 市 役 所



**兵庫県告示第1200号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成18年 9月から平成20年 2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市安富町（大字末広の一部 第3工区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
姫路市安富町大字末広の一部
- (5) 認証年月日  
平成20年11月17日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成18年 9月から平成20年 2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市安富町（大字末広の一部 第4工区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
姫路市安富町大字末広の一部
- (5) 認証年月日  
平成20年11月17日



**兵庫県告示第1201号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市尾崎字八幡原4159の1、字住居谷4159の3、4161の1、4233の1、4236、4237の1、4237の2、4255、4257、4261、4262の2、4264の2、字大谷4234、4235、4238から4240まで、4240の1、4241、4241の1、4254、4256の1から4256の3まで、4258から4260まで、4262の2の1、4263、4264の1、4264の3、4264の4、4265、4265の1、4265の2、4266、4281の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1202号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町奥山字南尾 9 の 1、9 の 4、9 の 5、9 の 7、9 の 9、9 の 13、字椿谷420の12から420の14まで、420の18

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1203号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市大篠岡字見開146から150まで、151の 1、151の 2、152、153の 1、153の 2、154から156まで、157の 1、157の 2、158から164まで、166から170まで、字上山171から181まで、182の 1、182の 2、183から203まで、204の 1、204の 2、205から210まで、211の 1、211の 2、212から215まで、216の 1、216の 2、217から221まで、223から226まで、228から251まで、254から266まで、266の 1、267から281まで、283から287まで、288の 1、288の 2、289の 1、290から295まで、297、木内字見開山1050の 1、1050の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上山262から266まで、266の 1、267から276まで、290から293まで、294（次の図に示す部分に限る。）、295、297

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1204号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月 2 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月 2 日から 2 週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	神崎郡福崎町大貫字藤井2164番 1 から 同 郡同 町東田原字西フロ尾481番まで	旧	6.0から 14.0まで	617.0	
		新	8.0から 30.0まで	617.0	



**兵庫県告示第1205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月 2 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月 2 日から 2 週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	たつの市新宮町福栖232番 2 から 同 市新宮町千本1918番 1 まで	旧	6.0から 19.0まで	1,232.0	
		新	9.0から 35.0まで	1,236.0	



**兵庫県告示第1206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月 5 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月 5 日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 但 東 夜 久 野 線	豊岡市但東町天谷字土橋28番20から 同 市但東町天谷字土橋28番14まで	旧	5.0から 20.0まで	415.0	
		新	11.0から 67.0まで	416.0	



**兵庫県告示第1207号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局県土整備部神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
高 東 町 ( 4 )	神 戸 市	長 田 区	高東町3 丁目		13番1の一部、21番1から21番3まで、 22番1から22番9まで、23番1から23番 4まで

公 告

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成20年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者 の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
農業	B0767	平成21年11月14日	三木市別所町西這田147 石 田 幸 彦 三木市別所町西這田363 石 田 明 稔 三木市別所町西這田167 村 上 幹 雄 三木市別所町西這田166- 1 石 田 拳 康	北播磨県民局	平成20年11月11日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年12月 2日





- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成20年11月 5 日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年12月 2 日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年 4 月 3 日
  - (2) 提出先  
阪神北県民局県土整備部まちづくり課  
〒665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4 番15号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年12月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フラワータウンショッピングセンター  
所在地 三田市弥生が丘一丁目 1 番地の 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 

名称	代表者の氏名	住所
株式会社北摂コミュニティ開発センター	姉 齒 道 信	三田市弥生が丘一丁目 2 番地の 1
株式会社サンフラワー	内 田 治 良	三田市弥生が丘一丁目 1 番 2
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
  - ア 変更前
 

名称	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	渡 邊 勝 幸
株式会社サンフラワー	内 田 治 良
  - イ 変更後
 

名称	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	姉 齒 道 信
株式会社サンフラワー	内 田 治 良
- 4 変更年月日  
平成20年 6 月25日
- 5 届出年月日  
平成20年11月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間



書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年1月15日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成20年12月2日（火）午前9時から同月16日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成21年1月8日（木）午前9時から同月16日（金）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。

ア 受付期間

平成20年12月3日（水）から同月25日（木）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成20年12月23日（火）から同月25日（木）までの午前8時から午後10時まで（ただし、12月25日（木）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成21年1月8日（木）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年1月14日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成21年1月26日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computer System For Teachers 1 Set

(3) Delivery period: February 27, 2009

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural kobe-suzurandai Senior High School (9-107 Simotanigami-Nakaichiriyama, Yamada-cho, kita-ku, Kobe, Hyogo Prefecture) and 19 other places (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 16, 2008

(6) Deadline for tender:

13:30 January 16, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 January 15, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamada, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

## 企業庁管理規程

企業庁自家用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年12月 2 日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

### 企業庁管理規程第 8 号

#### 企業庁自家用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程

企業庁自家用電気工作物保安規程（昭和50年企業庁管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（巡視、点検及び測定の基準）

第10条 主任技術者は、自家用電気工作物を常に法及び電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）に適合するように保持するため、保安管理者が別に定める基準により巡視、点検及び測定を行わなければならない。ただし、主任技術者は、必要があると認めるときは、自家用電気工作物に係る保安業務に従事する者に、これを行わせることができる。

2 主任技術者は、前項に定める基準により自家用電気工作物の巡視、点検及び測定を行うに当たっては、施設の業務等との調整を図り年度実施計画を作成し、保安管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

第16条第1項中「必要な期間」を「5年間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任技術者は、必要があると認めるときは、自家用電気工作物に係る保安業務に従事する者に、本文の規定による記録を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の企業庁自家用電気工作物保安規程第16条第1項の規定は、平成20年4月1日以降の記録から適用する。

正 誤

○平成20年5月9日付け（兵庫県公報第1977号）

兵庫県告示第506号（保安林の指定の予定通知）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から 8	ウシサコ51の 3	字ウシサコ51の 3